

食安発第0605001号
平成20年6月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」について

本年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案については、2月22日に開催された関係閣僚会合において、輸入加工食品の安全確保策の一つとして、輸入者自身による、輸出国段階での管理強化を目的としたガイドラインを、厚生労働省において策定することとされたところです。

これを受け、今般、有識者による検討会及び国民からの意見募集を経て、別添1のとおり「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を取りまとめました。

本指針は、輸入加工食品の輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階における安全性確保に資するため、有毒、有害物質等の混入防止に加え、従来より輸入食品監視指導計画において輸入者に対して求めている加工食品に関する基本的指導事項をさらに具体化したものであり、輸入者に対し、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条に定める食品等事業者の責務規定に基づき、輸出国の食品衛生関連規制の整備及び施行の状況や製造者の衛生管理の水準等を勘案した上で、必要な確認を行うことを求めるものです。

については、本指針に基づき貴管下事業者への指導を行うとともに、社団法人日本輸入食品安全推進協会と協力の上、貴所において輸入者等説明会を開催し、本指針内容について関係事業者への周知を図られるようお願いします。

なお、本件については、別添2のとおり社団法人日本輸入食品安全推進協会会长あて通知していることを申し添えます。